

## 指針外検診（子宮体がん検診）の集計の見直しについて（案）

### 1 問題点

#### 子宮体がん検診について

平成 25 年 3 月に指針が一部改正されたことにより、子宮体がんの細胞診についての記載が削除された。従前から指針外検診である子宮体がん検診について報告を依頼してきたが、指針から子宮体がんの細胞診について記載が削除されたことにより、集計を継続する精度管理上の意義が失われている。

### 2 現状

厚生労働省が集計している地域保健・健康増進事業報告は、指針外の子宮体がん検診について報告の対象としていない。

また、これらの項目は、本県独自の項目であることから報告を求めることが各市町村において負担となっている。

### 3 今後の対応方針

子宮体がん検診については、がん検診の精度管理上、集計を継続する意義が少ないことから、令和 3 年度に実施する埼玉県がん検診結果統一集計から削除することとする。